

千曲市議会告示第1号

千曲市議会広報モニター設置要綱を次のように定める。

令和8年1月7日

千曲市議会議長 金井 文彦

(庶務)

第 10 条 モニターの設置に関する庶務は、議会事務局において処理する。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、モニターの設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 議長は、この告示の施行の日前においても、モニターの委嘱に係る必要な手続を行うことができる。